

平成 29 年 4 月 25 日

各 位

会社名 KYB株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中島 康輔
(コード番号 7242 東証第1部)
問合せ先 CSR本部 総務統轄部長 小倉 秀昭
(Tel 03-3435-3545)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 25 日開催の取締役会において、単元株式数の変更を決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 95 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に、株式併合および定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案ならびに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、売買単位あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合比率に応じて発行可能株式数を減少させます。

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 573,000,000 株 |
| 変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付） | 57,300,000 株 |

④併合により減少する株式数

| | |
|---------------------------------|---------------|
| 併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在) | 257,484,315 株 |
| 併合により減少する株式数 | 231,735,884 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 25,748,431 株 |

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

| | 株主数 (割合) | 所有株式数(割合) |
|------------|--------------------|------------------------|
| 総株主 | 11,847 名 (100.00%) | 257,484,315 株(100.00%) |
| 10 株未満所有株主 | 350 名 (2.95%) | 986 株 (0.00%) |
| 10 株以上所有株主 | 11,497 名 (97.05%) | 257,483,329 株(100.00%) |

(注)10 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主として地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 提案理由

上記「株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 1 条～第 5 条 (条文省略) | 第 1 条～第 5 条 (現行どおり) |
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5 億 7,300 万株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,730 万株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 | (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 |
| | 第 8 条～第 40 条 (現行どおり) |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>第8条～第40条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の規定の変更は、2017年10月1日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則は、附則第1条による第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の規定の変更の効力発生をもってこれを削除する。</u></p> |
|-----------------------------------|--|

（3）変更の条件

本定時株主総会において、上記株式併合に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件にいたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

| | |
|----------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 平成29年4月25日 |
| 定時株主総会決議日 | 平成29年6月23日（予定） |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |

（注）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株へ変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回当社では、単元株式数を 100 株に変更することに併せて、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

また、売買単位あたりの価格水準を維持するとともに、各株主様の議決権の数に変更を生じることがないように、株式併合を行います。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、1 株当たりの資産価値は、10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の 10 倍となります。

Q 5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日予定）前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 所有株式数 | 議決権の数 | 所有株式数 | 議決権の数 | 端数株式 |
| 例① | 3,000 株 | 3 個 | 300 株 | 3 個 | なし |
| 例② | 1,255 株 | 1 個 | 125 株 | 1 個 | 0.5 株 |
| 例③ | 724 | なし | 72 株 | なし | 0.4 株 |
| 例④ | 7 株 | なし | なし | なし | 0.7 株 |

併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成 29 年 12 月中旬頃、お支払させて頂く予定であります。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合は（上記例④のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または株式名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 5の例②、③のような場合）は、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または株式名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 受け取る配当金額は、どうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

| | |
|------------------|-----------------------|
| 平成 29 年 6 月 23 日 | 定時株主総会 |
| 平成 29 年 9 月 26 日 | 1,000 株単位での売買最終日 |
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 100 株単位での売買開始日 |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 |
| 平成 29 年 12 月中旬頃 | 端数株式処分（買取）代金の支払開始 |

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-8507
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 平日9:00~17:00（土・日・祝日を除く）